

# 用地補償事務の適正な執行について

平成13年10月3日通達用地第928号  
県土整備部長通達

標記については、「埼玉県の土木事業の施行に伴う損失補償基準」、「同細則」及び「埼玉県の土木事業の施行に伴う損失補償取扱要領」等並びに、「埼玉県県土整備部用地事務取扱要綱」等（以下「補償基準等」という。）を定め、補償額算定と用地事務（以下「用地補償事務」という。）の適正な執行に努めてきたところですが、補償基準等の適用に適切でない事例が判明しました。

については、用地補償事務の執行に当たっては、今後更に補償基準等の適切な適用に努めるとともに、貴下職員に対しても、この旨周知徹底を図り、特に下記事項に留意のうえ、用地補償事務が適切に行われるよう配慮してください。

## 記

### 1 土地、物件等の補償額算定について

（1）土地、物件等の補償額算定に当たっては、事案の内容を正確に把握し慎重かつ十分な検討を行い、補償基準等の適正な運用を図ること。

また、補償額算定に当たっては、残地等に関する損失の補償や仮住居等の使用に要する費用の補償、移転雑費、営業補償など建物等の移転工法と密接に関連して算定する補償項目があるので、これらは一体の補償額算定であることに十分留意すること。

（2）土地等の価格、物件等の補償額の決定に当たっては、事案に応じて内容が異なるので、決裁過程においても十分な審査を行うこと。

### 2 土地調書及び物件調書について

土地調書、物件調書は、土地等の取得等に伴い補償対象等を明らかにするとともに用地補償事務の基礎となるものであるから、所要の測量、調査が終了した時点で必ず作成し、やむを得ない場合を除き、権利を有する者から確認を得ておくこと。

### 3 契約締結について

土地等の取得等に係る補償契約に当たっては、埼玉県財務規則、埼玉県県土整備部用地事務取扱要綱等に従い、適正に契約書の作成や契約締結を行うこと。

特に、同一人にかかる土地の取得又は使用の契約、土地に関する所有権以外の権利の取得又は消滅に関する契約及び建物その他の物件の移転その他通常生ずる損失の補償に関する契約は、やむを得ない理由があると認める場合を除き、合わせて契約すること。

### 4 職場研修の実施について

用地補償事務は、土地等の調査・測量、土地等の評価、損失補償額の算定、用地交渉、契約、登記など複雑多岐に渡る事務を行うものであるから、用地補償事務の適正な執行を継続して確保するためには、職場外研修の他、日常業務を通じて職員の知識習得を図ることが必要である。したがって、管理監督者は率先して職場研修を行い、職員の一層の資質の向上及び適正な用地補償事務の確保に努めること。